

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の労働力状態（15歳以上人口）における産業別就業人口割合は、第1次産業 11%、第2次産業 29%、第3次産業 59% となっている（令和2年国勢調査）。

事業別に労働力状態（15歳以上人口）の就業者数を分析すると、製造業が全体の 16%を占め、建設業・運輸業・郵便業が 15%、卸売業・小売業が 14%、そして農林水産業が約 11%と続いている、さまざまな業種の中小企業が集まり、協力関係、あるいは競争関係を築くことで、本地域の経済を支えている。

また、令和3年経済センサスによると、当市の事業所数は 2,738 件（県内 20 市中 10 位）、全産業での就業者数は約 20,285 人（県内 20 市中 10 位）、売上約 2,681 億円（県内 20 市中 15 位）となっている。

近年、当市の中小企業者をとりまく環境は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰等により依然厳しく、重ねて生産年齢人口の減少による慢性的な人材不足、施設・設備の老朽化などの問題を抱え、持続的な事業展開の足かせとなっている。

当市では、こうした課題に対応するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）を根拠とした固定資産税の課税免除や、無担保無保証人の融資制度である中小企業振興資金を中心とした融資制度や販路拡大支援、新商品開発支援などの各種施策を講じ、中小企業者を支援してきた。また、中高生を対象に市内事業所を紹介及び体験する「まちの産業発見塾」の実施により、将来を見据えた人材確保にも力を入れている。

このように、今後も各支援を継続的に展開しつつ、当市経済の担い手である中小企業者の労働生産性の向上を促進することにより、市内経済の活性化を目指す。

(2) 目標

上記の実態から当市では、中小企業者等において本計画に基づき設備投資を促進することにより、市内事業者の労働生産性を向上させ、事業者の利益及び賃金の増加等の経済的波及効果を狙う。

具体的な目標として、本計画に基づく先端設備等導入計画について、年間 10 件（2年間で 20 件）の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者の労働生産性（中小企業等

の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)について、目標伸び率は年平均3%以上とする。なお、計画期間が3年間の先端設備等導入計画の場合、3年後の労働生産性向上の目標伸び率は9%以上、計画期間が4年間の場合は12%以上、5年間の場合は15%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市における設備投資・更新は、活発な状態とは言えず、市内における様々な業種・事業において生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は市内全域において活動しており、その全ての産業で生産性向上を図る必要があることから、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市においては、様々な業種の中小企業が集まり、協力関係、あるいは競争関係を築くことで本地域の経済を支えていることから、本計画の対象業種・事業は当市に所在する全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない
- ②申請時点において納付期限の到来した市税に未納がある者は先端設備等導入計画の認定の対象としない
- ③新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条第1号に規定す

る暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業、公序良俗に反する取組を行う者は先端設備等導入計画の認定の対象としない

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。